

令和5年度第2回大府市成年後見制度利用促進審議会 要点記録

日時	令和5年12月19日(火) 午後2時00分～3時30分
場所	大府市役所2階204会議室
出席者	委員：渡辺哲雄、山崎弘平、大林優子、山口友佑、永野由利美、近藤礼子 オブザーバー：佐々木将太 事務局：猪飼健祐、小清水崇、杉浦英憲、村上夏希、中島崇、小島紳也、櫻木洋介、安居智
欠席者	矢野和雄
傍聴者	0名

敬称略

1 あいさつ

後見制度が大きな曲がり角を迎えている。

あり方研究会から聞いたところだと、本人の意思を無視するようなものは排除するようにと国連から通達が出ている。後見がそうだが、診断書1枚で被後見人と診断がされてしまうと、後見人によって合理的な判断のもと支援がされてしまう。今後はスポット後見や市民後見人が意思決定支援の支援員として活動するなど、意思決定支援に重点を置いた制度に変更していこうとしている。施設入所の方の金銭管理も有料ではあるが施設で行えるような整備もされるようで、そのチェック機能は、再委託もありだが、市町村にさせようという動きもあるようだ。

2 議題

(1) 令和5年度大府市成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況について

—資料に基づき事務局から説明—

—質疑応答—

【委員長】成年後見センターとして参加している重層的支援体制会議は、どんな案件があるか。

【事務局】福祉総合相談室は重層担当がいる。複合的な問題を抱える家庭の支援の司令塔として支援者を集めた会議を行う。最近の案件だと高齢者2名と障がい者1名で5部屋のうち2部屋の屋根のない家で暮らす方の支援について説明。福祉関係と環境課を含めた会議をしている。成年後見センターとしては、弟の申立て支援をしている。

【委員長】福祉の支援機関はどこも多忙と思われるが、集まれるのか。

【事務局】関係者に参加してもらえよう調整して開催日時を決めている。

【委員長】重層は何件あるか。

【事務局】7件

【委員長】すでに多いように思うが、今後増えても対応できるのか。

【事務局】複合的な問題が解決していけば、他の支援につなげて終結となるし、後見と繋がる場合もあるため、増える一方ではないかと思う。

【委員】重層ケースは後見と繋がることが多く、市に成年後見センターがあることで対応もし易いように思う。

【事務局】重層という形で市が携わることで、行政の手続きをアドバイスもしやすい。各支援者が知恵を出し合って強みを活かしていけるような支援ができるとうい。

【委員長】相談実績一覧表について、どういう支援につながったかが分かりづらいように思う。当初どんな相談で来られて、どんな支援につながったのか、分かるような統計にはしてはどうか。後見はやればやるほど忙しくなる。延べ数ではなく、実数が分かるようにしてはどうか。

【委員】要因別件数の実数は分かるか。

【事務局】精神障がいの実数は8人である。また、実数で一番多いのは、認知症で25名である。

【委員長】8人は本人が相談に来ているのか。

【事務局】家族や関係者が多い。

【委員】実績一覧表では、延べ件数以外の増加要因などを知りたい。委員長が言うとおりに、統計の取り方を工夫できるとよい。

【事務局】今後統計の取り方を見直す。

【委員】受任者調整会議について、市長申立の際に開催されると思うが、市長申立案件がない場合はどう開催しているのか。

【事務局】市長申立があり受任者調整案件があればもちろん開催するが、事例検討会議ということでも開催している。最近だと、後見センターが関わっている困難事例や法人後見の単独後見への移行について開催した。

(2) 令和5年度大府市成年後見センター重点施策について

—資料に基づき事務局から説明—

—質疑応答—

【委員】法人後見が受任している方は、在宅の方か。

【事務局】在宅の方も施設の方もいる。

【委員】共同後見の場合、報酬助成はどうなっているか。

【事務局】法人後見は報酬付与の申立てはしない。専門職の共同後見人は報酬付与の申立てについては各自に任せている。

【オブザーバー】報酬付与については、申立をされれば報酬の審判をする。法人後見だからしないという判断は家庭裁判所ではない。

【委員長】共同後見の方にはどういった方がいるか。

【事務局】例えば、金銭管理ができず保佐人として支援している方がいる。アルコールやギャンブルへの依存症で、消費者金融でお金を借り、親にも金の無心もしている。

【委員】保佐人として、消費者金融へお金を借りることはやめさせられるが、親への金の無心は金銭的虐待になるのではないのか。

【室長】虐待防止センターも福祉総合相談室が担っている。虐待に該当する場合とそうでない場合があり、養護者である場合かどうかで判断する。

【委員長】不測の事態が起きないように支援をしていく必要がある。

【事務局】例に挙げた方だと、親子の共依存関係にあるため、親もお金を渡してしまうため難しい。

【委員】法人後見は何件まで受任は増やしていくのか。

【事務局】現状の体制では、16件と決めている。要綱などで定めてはならず、委託契約の際に決めている。

【事務局】法人後見が受任している方は、落ち着いてくれば市民後見人に引き継いでいけるとよいと思っている。そうすることで、法人後見ばかりにしわ寄せが行くことはない。

【委員】現金輸送については、預金を引き出しに行く職員と記録をする事務職員は別にしていくか。

【事務局】同一の職員で行っているが、不正がないよう複数でチェックするような体制にしている。

【委員】不正が行えない、疑われないような仕組みを作ることが大切である。

【委員】一般社団法人地域後見推進センターとはどういう団体か。

【事務局】東京大学の講師が運営している団体である。

【委員】市民後見人養成研修の受講料はいくらか。

【事務局】一人7万円（税抜）である。受講料は大府市負担です。

【委員】受講者は大府市民の方か。

【事務局】募集の際、大府市民限定とはしていない。市民後見人として大府市内で活躍意思がある方としており、今回も5人中1人は東海市在住の方である。

【オブザーバー】大府市は市民後見人の養成に積極的に取り組んでいる。この取組は、裁判官にも伝えている。

3 その他

審議会の任期は規則で2年と定められている。来年の3月末で任期終了となるため、本日の会議が任期内最後の会議。来年度以降は、大府市から皆様の所属する団体に推薦依頼をし、委員を選出していく。

次回会議は令和6年5月を予定